『フェミニスト経済学』第1刷正誤表

2024.3.29 有斐閣

●ivページ

市井 礼奈(いちい れな)→市井 礼奈(いちい れいな) 金井郁 埼玉大学人文社会科学研究科教授→埼玉大学<mark>大学院</mark>人文社会科学研究科教授 古沢希代子 大阪市立大学大学院経済学研究科博士後期課程修了→ 大阪市立大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得退学

- ●vi ページ最後の行, vii ページ 3 行目, 29 ページ第 2 節の副題, 35 ページ 2.3 Redistribution →Redistribute
- ●4 ページ下から 13 行目, 14 ページ下から 1 行目, 14 ページ下から 1 行目~15 ページ 1 行目, 15 ページ 12 行目 第 2 派→第 2 波
- ●10 ページ第 2 段落 3 行目 行為へと結びつく動態的な要素(行為主体性)である。 →行為へと結びつき,状況に変化をもたらす行為力(行為する力)である。
- ●10 ページ第 2 段落下から 2 行目 その構造を変える主体性をもった存在として、 \rightarrow その構造を変える力をもった存在として、
- ●12 ページ下から 11 行目 集団行動としてのエージェンシーが重要となる →集合としてのエージェンシーが重要となる
- ●12 ページ下から 10 行目集団的なエージェンシー →集合的エージェンシー
- ●13ページ3行目集団的形態に目を向けてきた →集合的形態に目を向けてきた
- ●13ページ下から 10 行目 集団的エージェンシーとなっていった →集合的エージェンシーとなっていった
- ●13 ページ下から 7 行目 集団的なエージェンシーがケイパビリティの向上につながる →集合的エージェンシーがケイパビリティの拡大につながる
- ●13ページ下から3行目構造のなかに存在する主体として →構造のなかに存在する行為体として

- ●15 ページ下から 15 行目 エージェンシーという行為主体に →エージェンシーという行為体に
- ●35 ページ 2.3 の 1 段落目 9 行目 アンペイドワークの再配分 (redistribution) →アンペイドワークの再配分
- ●40ページ下から 10 行目

 $5 \circlearrowleft \emptyset \ R \ (Recognize/Reduce/Redistribution/Reward/Representation)$

5 $\supset \mathcal{O}$ R (Recognition/Reduction/Redistribution/Reward/Representation)

- ●50 ページ 11 行目 マララ・ユ<mark>ヌ</mark>フザイ→マララ・ユ<mark>ス</mark>フザイ
- ●71 ページ下から3行目所得を得られる点で,効用につながる。→所得を得られる点で消費が可能となり効用につながる。
- ●72ページ第2段落の下から3行目 労働は苦痛をともなうが所得が得られる効用があることを前提としている。 →労働は苦痛をともなうが所得が得られて消費財による効用があることを前提としている。
- ●95 ページ 5 行目 第IV期基本計画(20 年~)→第IV期基本計画(23 年~)
- ●111ページ下から2行目
 効用は、所得と余暇によって決まると考え、
 →効用は、消費財と余暇によって決まるとされ、
- ●112ページ1行目所得を増やすには →消費(所得)を増やすには
- ●141ページ下から8行目持続性な経済成長 →持続的な経済成長
- ●160 ページ 3 行目 2006 年の女性予算プログラム廃止以降→1996 年の女性予算プログラム廃止以降
- ●214 ページ下から 8 行目, 221 ページ注 7, 248 ページ 1 行目, 270 ページ下から 1 行目, 295 ページ「か 行」最終行 婚資→持参金
- ●216 ページ最後の行 増えたことともに →増えたこととともに

●249 ページ 12 行目 1979 年から 96 年にかけて →1974 年から 96 年にかけて

- ●249ページ 15~16 行目
 - ····資産の増加がみられた (Jones and Bernstein [2021])。
 - ・・・資産の増加がみられた。
- ●249ページ18行目

も、スウェーデンの 60 年中絶合法化やメキシコの 2007 年中絶法改正後に、女性の学業継続と 経済力の向上が確認された。

も、オスロ市の 1965 年中絶合法化では女性の学業継続と経済力の向上が、メキシコ市の 2007 年中絶合法化では世帯内意思決定における女性の力が増したことが確認された(Jones and Bernstein [2021])。

- ●251ページ第1段落12行目 婚資→持参金・婚資
- ●269 ページ 1 行目, 270 ページ下から 3 行目 男たち→男性たち
- ●271 ページ 8 行目 「 」を削除
- ●276ページ7行目

「持続可能な開発目標 (SDGs)」

- →「我々の世界を変革する――持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」
- ●276ページ9行目

「・・・の政策ターゲット」のあとに(「持続可能な開発目標(SDGs)」)を」挿入

●277 ページ 16 行目 適応策に関する争点の 1 つは、既存の→緩和策に関する争点の 1 つは、既存の

●278 ページ 6 行目 検討を行っている。(Chalifour [2010])。→検討を行っている (Chalifour [2010])。

●278ページ最後の行~279ページ5行目

フェミニスト経済学は、脱成長論を社会正義と環境を重視するシステムの構築をめざす社会 運動に立脚すると評価する一方、その理論化においてフェミニスト視点が存在するのかを問う ている。脱成長論が人間による自然の破壊を批判する一方、家父長制を不問に付したり、共同 体や非西洋思想にも潜む差別に無自覚であったり、環境を守るためとして人口管理を主張した り、先住民の生存権を軽視する傾向があることを警戒しているのである(Dengler [2021])。 フェミニスト経済学は、脱成長論を社会正義と環境正義を重視するシステムの構築をめざす 社会運動に立脚すると評価し、その理論化においてフェミニストによる貢献が知的基盤になっ ていると考える。たとえば、フェミニスト経済学は社会的再生産を生態系の再生産とともに経 済社会の基盤ととらえ、ケアワークの不可視化、負担の非対称性、そして、ジェンダーによる 上下関係を長きにわたって問題にしてきた。脱成長論者はオルタナティブな豊かさを追求する が、公平な賃金とまともな労働条件と公正な再分配政策のもと繁栄する経済の一領域としてケ ア部門を掲げている(Dengler [2021])。

- ●280 ページ下から 6 行目 母性原理→「女性原理」
- ●281ページ 3.2の1行目エコロジ<mark>カル</mark>経済学→エコロジー経済学

お詫びして訂正いたします。

『フェミニスト経済学』第2刷正誤表

2024.3.29 有斐閣

- ●vi ページ最後の行, vii ページ 3 行目, 29 ページ第 2 節の副題, 35 ページ 2.3 Redistribution →Redistribute
- ●35 ページ 2.3 の 1 段落目 9 行目 アンペイドワークの再配分 (redistribution) →アンペイドワークの再配分
- ●40 ページ下から 10 行目 5 つの R(Recognize/Reduce/Redistribution/Reward/Representation) → 5 つの R(Recognition/Reduction/Redistribution/Reward/Representation)
- ●141 ページ下から 8 行目 持続性な経済成長 →持続的な経済成長
- ●160 ページ 3 行目 2006 年の女性予算プログラム廃止以降→1996 年の女性予算プログラム廃止以降
- ●216 ページ最後の行 増えたことともに →増えたこととともに
- ●249 ページ 12 行目 1979 年から 96 年にかけて →1974 年から 96 年にかけて
- ●249ページ 15~16 行目
 - ····資産の増加がみられた (Jones and Bernstein [2021])。
 - …資産の増加がみられた。
- ●249ページ 18 行目

も、スウェーデンの 60 年中絶合法化やメキシコの 2007 年中絶法改正後に、女性の学業継続と 経済力の向上が確認された。

も、オスロ市の1965年中絶合法化では女性の学業継続と経済力の向上が、メキシコ市の2007年中絶合法化では世帯内意思決定における女性の力が増したことが確認された(Jones and Bernstein [2021])。

●269 ページ 1 行目, 270 ページ下から 3 行目 男たち→男性たち

- ●277 ページ 16 行目適応策に関する争点の 1 つは、既存の→緩和策に関する争点の 1 つは、既存の
- ●278 ページ 7 行目 検討を行っている。(Chalifour [2010])。→検討を行っている (Chalifour [2010])。

●279ページ1行目~6行目

フェミニスト経済学は、脱成長論を社会正義と環境を重視するシステムの構築をめざす社会運動に立脚すると評価する一方、その理論化においてフェミニスト視点が存在するのかを問うている。脱成長論が人間による自然の破壊を批判する一方、家父長制を不問に付したり、共同体や非西洋思想にも潜む差別に無自覚であったり、環境を守るためとして人口管理を主張したり、先住民の生存権を軽視する傾向があることを警戒しているのである(Dengler [2021])。

フェミニスト経済学は、脱成長論を社会正義と環境正義を重視するシステムの構築をめざす 社会運動に立脚すると評価し、その理論化においてフェミニストによる貢献が知的基盤になっ ていると考える。たとえば、フェミニスト経済学は社会的再生産を生態系の再生産とともに経 済社会の基盤ととらえ、ケアワークの不可視化、負担の非対称性、そして、ジェンダーによる 上下関係を長きにわたって問題にしてきた。脱成長論者はオルタナティブな豊かさを追求する が、公平な賃金とまともな労働条件と公正な再分配政策のもと繁栄する経済の一領域としてケ ア部門を掲げている(Dengler [2021])。

- ●280ページ下から 5 行目母性原理→「女性原理」
- ●281 ページ 3.2 の 1 行目エコロジ<mark>カル</mark>経済学→エコロジー経済学

お詫びして訂正いたします。